



児童擁護サービスの展開とその要因：
施設養護の位置と機能を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野澤, 正子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003574

児童養護サービスの展開とその要因

——施設養護の位置と機能を中心として——

野 澤 正 子

- I. はじめに
- II. 児童養護サービスの展開とその要因
 1. 原型としての施設養護——19世紀末～1935年
 2. 施設収容から里親養護へ——1935年～1960年
 - a. 家庭保全策の採用
 - b. ジョン・ボウルヴィの母子関係論と社会養護
 - c. イギリスにおける里親養護の推進
 3. 家族サービスとしての児童養護の確立——1960～1970年
 - a. 児童福祉概念の拡大とその要因
 - b. 社会養護の新しい課題と機能
 - c. 「家族サービスとしての児童養護」の問題点
 4. コミュニティ・ケア、脱施設化と施設養護——1970～1980年
 - a. イギリスにおけるコミュニティ・ケアの動向
 - b. アメリカにおける動向
 - c. コミュニティ・ケアと施設養護の位置
- III. おわりに

I. はじめに

養護はアメリカやイギリスで用いられているケアに近い言葉である。しかしケアは今日では多様に用いられており、たとえばアメリカでは、①「収容施設で提供されるケア」②「代替的な生活設備で提供されるケア」③「事務所か診療所で提供されるケア」④「家庭にあつて提供されるケア」⁽¹⁾等があるとされ、内容も、ケアが提供される場や施設がおかれている社会的文脈によって規定されている。それぞれのケアがどのように異なるのかについては、今後十分に検討すべきであるが、ここで中心的にとり上げるのは、主として①と②におけるケア、つまり児童ホームや、里親家庭、グループホーム等の児童福祉に関するものであり、とりわけ居住施設ケアである。

ケアは、ロバート・モリスらがいうように、本来家庭に属するものであり、ケア主体を家庭におく考え方を基本にすれば、その社会化されたこれら①から④のケアをソーシャル・ケアとよぶのは妥当であろう。

日本での「養護」概念は、家庭内でのケアつまり、育児・養育・教育・保護、生活、看護等の多様な営み、しかも私的活動としての営みを包括的に表現するというよりは、むしろ、児童福祉法や老人福祉法等の中ですでに「養護」が、「養護施設」や「特別養護老人ホーム」等として用いられていることから「養護」それ自体が制度的内容をも表現しており、養護＝ソーシャル・ケアとみてよいのではないかという考え方を筆者はこれまでとってきた。児童養護でいえば、「家庭の養育」に対し社会化された養育を「養護」とよんできた。

しかし、ケアの使われ方自身も、家庭内での母親によるケアとソーシャル・ケアを常に厳密に区別しているわけではないこと、児童のみを対象にした概念でないことは、養護も同じであること、ケアに近い語を探せば、養護しかないこと等を考慮し、本論ではケアを養護、ソーシャル・ケアに対しては「社会養護」と表現している。また、とくに文脈上、養護の制度的、社会的性格を強調する場合に「社会養護」を用いている。日本では、すでに「社会的養護」という用いられ方をしているが、ソーシャル・ケアを実態概念として把握する上で、「社会養護」の方がより適切であると考えてるのである。

本論の課題は、社会養護としての児童養護サービスの世界的動向をアメリカ・イギリスを中心に、いわゆる大規模収容施設養護からグループホーム等小規模集団養護を主流にするに至った施設養護の変遷に焦点をあてて概観し、児童養護の展開に決定的影響を与えた政策とその要因を検討することによってとりわけ施設養護の児童福祉サービスにおける今日の位置と課題を考察することにある。それはとりもなおさず施設養護の歴史的展開の時期区分を画することと結びついている。各要因は、時代背景によって規定された必然性を持ち、また各要因がもつ普遍的側面は、時代を超えて施設養護のあり方に今なお強いインパクトを与えているからである。

II. 児童養護の展開とその要因

1. 原型としての施設養護 — 大規模収容施設時代 —

19世紀末～1935年まで

現在の施設養護の位置や機能を考えるとき、原型としての施設養護は、かつての孤児院又は児童ホームであり、それら大規模収容施設養護からの距離ではかられることが多い。

原型としての施設養護がいつから存在していたかについては、ヨーロッパでは、4世紀コンスタンチヌス帝政下に、聖職者たちが孤児・棄児の増加に対し、熱心な援護を行ったとされ、中世では、11世紀修道士エギ・ド・モンペリエによる聖霊会 *Confrairie du Saint-Esprit* 等、宗教団体が孤児院 *orphantrophia*、えい児収容所 *brephotrophia* の設置・運営に当たっていたとされる。こうしてみるといわゆる孤児院とりわけ乳幼児対象の育児院は、ローマ時代⁽⁵⁾からずっと存在していたと考えられる。

しかし、ソーシャル・ワークを近代社会のカテゴリーととらえるとき、ソーシャル・ワークの一機能としての施設養護の歴史的出発は、やはり19世紀以降の社会問題として存在した貧困を原因とする孤児院や児童ホームに求めなければならないであろう。

ルカスとサンフォードによれば、アメリカでは19世紀中葉、貧困児を世話するための児童ホームが、多くは教会によって、ほかに博愛団体や市民組織によって、設立され、運営されていた。当時、貧困児童にとって選択可能な道は、卑むべきどん底生活かワーク・ハウスか、その日暮しの浮浪かであり、放浪がしばしば苛酷なワークハウスよりましなものと考えられていた。児童ホームは、こうした浮浪児たちの避難所 *haven* としての機能を自らに課して建設された。この避難所としての機能は、今日もなお施設養護の基本的性格を呈するもの⁽⁶⁾であり、重要である。

ところで施設養護の歴史は、常にソーシャル・ケアの中にソーシャル・コントロールの要素を含む社会施策によって強く規定されてきた。そしてその保護と管理の方法の相違が施設養護の歴史的段階を画してきたといえる。

初期の児童ホームは、浮浪児・迷い子を保護すると同時に管理したが、

その方法は、社会からの隔離という形態で行なわれ、施設の中で、子どものニードの充足—養育・教育・医療がすべて行なわれたのである。しかも、子どもを個別的にでなく集団として、ブロックとして遇していた。⁽⁷⁾こうした養護形態は当時のブルジョワ市民の道德観、責任や価値意識の反映であり、子どもの権利よりも自己の信仰目的のための児童保護であった。

これら、初期児童ホームの大規模施設収容とパーソナルなスケールを欠如した集団処遇 blocktreatment, 隔離性が、施設養護のイメージの原型を形成しており、200年を経た現在なおその原型イメージを払拭しえずに居ることはその原型を支えたものがいかに強力であったかを物語る。

では、何がこの「原型としての施設養護」を変化させていったのだろうか。「変化」をうながした諸政策を生み出していった要因は何だったのか。施設規模の縮小化等の諸変化は、単に施設養護の形態上の変化にとどまるものでなく、養護実践上の諸原理の変化を伴い、また、施設の地域社会における位置の変化をもたらした。施設養護は、今日では新たな次元での地域サービス・システムの一翼を担うものとして、そのレゾンデートルを獲得しつつある。

このような施設養護の変遷を直接的に生み出した要因として、(1)里親養護への児童保護政策の転換 (2)核家族の崩壊と家族福祉策の採用 (3)地域福祉の展開、をあげることができるだろう。いずれも各時代毎の家族再編政策とかかわっているが、同時に「児童の権利」への認識の深化という理念的反映も見逃せない。

2. 施設収容から里親養護へ—家庭保全策と母子関係論の展開—

1935年～1960年頃まで処遇

a. 家庭保全の重視

「家庭は人類の文明が生み出したもっとも高貴な美しい産物である」とし、家庭保全の重要性を最初に強調したのは、1909年第一回ホワイトハウス会議であった。同会議は、「家庭は精神の修養、品性の陶冶に最も強い力をもつ」として家庭の教育的機能をも評価し、これらの観点から、児童を経済的理由のみでは家庭から引き離さない原則が宣言され、貧困家庭の所

得保障による家庭保全と、児童の里親養護重視の方針が従来の施設収容主義にとってかわる端緒がきり開かれたのである。

この方針が、国家施策として確立するのは、アメリカでは1935年の社会保障法の成立によっている。またイギリスでは、里親委託は、戦後の児童福祉政策の基本的方向となる。

ところで家庭保全等及び里親養護の方針採用の背景にあったものは何だったのだろうか。

第一は、19世紀末以降の社会問題の発生に加え、1930年代の大恐慌は、それをのり切るために国家管理による強力な経済機構の確立を不可欠とするものであった。そのためにレッセフェールの修正は経済政策のみでなく勤労者の私的な生活領域にまでおよぶ。とりわけ、社会秩序の維持基盤としての家庭への注目が行なわれるのである。第一次大戦後のいわゆる職業婦人の大量出現は社会秩序そのものや、家庭をゆるがす要因になりかねなかったからである。家庭重視、家庭賛歌の大合唱はこうした危機意識を背景にしており、それにもとづく家庭再編強化策は、女子労働の抑制と社会養護への財政支出の節減をねらう一石二鳥の性格⁽⁸⁾を担っていた。

この家庭再編強化策は、第二次大戦後やはり女子労働の大巾な社会進出に対して再度行なわれていく。後述するように、戦後の児童福祉政策もこの線に沿って家庭補強をねらう「家庭福祉としての児童福祉」という性格を確立していくのである。

b. ジョン・ボウルヴィの母子関係論と社会養護

第二に、家庭保全、里親養護を促進したものに、ホスピタリズムへの注目とフロイド理論を基礎とする精神分析学派の養育理論の展開をあげねばならない。それは、アンナ・フロイトらの戦時保育所で家族から離れて生活する子どもの発達研究による家族の重要性の評価の他に、ジョン・ボウルヴィに代表される母子関係理論、母性剝奪理論⁽⁹⁾の展開があり、戦後の児童福祉行政と施設養護に圧倒的な影響を及ぼした。

施設児の臨床的症状は、施設における高率な乳児死亡とともにすでに17世紀頃から注目されていた⁽¹⁰⁾。しかし、ホスピタリズムの本格的な研究は、1930年代に始まりとりわけ40年代に一定の結論が出されたといえよう。最初小⁽¹¹⁾

児科医によって、ついで心理学者、児童精神医等により、観察され、発達研究が行なわれた。たとえば、バクインは、生後6ヵ月までのある期間を施設で過した乳児たちに、「無関心、衰弱、あおじろい顔色、不活発、微笑やあやし言葉に対する無反応、食欲不振、言葉に対する無反応」等々の特徴があることを指摘したし、他の多くの発達研究も、施設児の発達指数のいちじるしく低いことを明らかにした。そしてスピッツとウルフは、母親との離別を経験した6ヵ月から9ヵ月までの幼児を診断した結果、20%が悪性の、27%は軽症の抑うつ症を示すことを発見した。⁽¹³⁾

これらの研究と、ポウルヴィ自身の事例的研究により、ポウルヴィは、ホスピタリズムの原因が乳幼児期の母性的養育 *maternal care* の喪失にあると結論づけたのである。

その理論的説明を彼は次のようにいう。子どもの人格発達は自我（矛盾した要求を調和し、現実世界における満足を追求する心的機構）、と超自我（自我の内部の良心、両親の願望）の発達を必要とする。それらは抽象的能力を保持する能力と機能面で密接な関係をもつ。自我と超自我の発達は両親によって示される型を自分自身のもとに統一する機能の発達を意味し、乳幼児期における母親との継続的で満足な人間関係の中で形成される。母性的養育の喪失 *maternal deprivation* を経験した幼児たちの自我および超自我は未発達であり、その行動は「衝動的、無統制的、瞬間的であるから長期的目標を目指して行動することができない。そして母性剥奪にさらされると、その直後はもちろん成人においても好ましからざる結果を想定しうる」。⁽¹⁴⁾

以上が、ポウルヴィの見解であった。それ以後、この母性剥奪理論に対し若干の批判的見解がのべられることはあったが、総じて諸研究は、ポウルヴィの見解を補強しこそすれ否定しうるには至らなかつたといえる。⁽¹⁵⁾

ポウルヴィの、母性的養育の喪失の弊害に関する理論は、施設養護の全面的否定論ないしは施設必要悪論としてうけとめられていった。しかしながらポウルヴィ自身は、施設養護を100%否定したわけではない。施設における代理母親による親密なケアが部分的に母性的養育喪失の悪影響をカバ

—できることや養子縁組や養育ホーム boarding-home (里親), そして施設養護の一定の必要すらも認めていた。ただし無原則にはではない。施設の有用性は次のような子どもの場合にあるとみるのである。⁽¹⁶⁾

- (a) 里親と正常な人間関係を持つことができない極端な不適応児
- (b) 個人的生活を必要としない青年や親との情緒的關係を持続し、そのための他の人物を親代りとして受け入れられない青年
- (c) 短期的保護を必要とする6、7歳以上の子どもたち
- (d) 子どもと里親の人間関係について親が警戒心を抱いたり、決心にとまどって子どもを里親にあずけることができない場合
- (e) 兄弟姉妹の数がないために数カ所の里家に分散して保護しなければならない場合。

ほかにボウルヴィは、養育ホーム boarding-home 斡旋の際とるべき原則についてのべているがその一つは次のような原則である。

「その場のがれの斡旋は、子どもに不安感を与えるばかりでなく、里母に不満な感情を起させる。子どもを不幸にしないためには現実に則した長期対策が必要である。」⁽¹⁷⁾

措置に当たってのジョン・ボウルヴィのこうした考え方は、戦後の児童養護に必ずしも生かされてこなかったと思われる。しかし近年になって、その場かぎりの場当りの措置のしかたは改められつつある。すなわち、十分なアセスメント(親と子について、Absence, Condition, Conductにおける問題についての事前調査)にもとづき長期的計画を立て、養子縁組、里親養護、集団養護へと措置を行う permanent planning の考え方がアメリカで立てられ活用されるに至っている。これはジョン・ボウルヴィの措置の考え方や原則をさらに発展させたものといえるであろう。⁽¹⁸⁾

それはともかく、ホスピタリズム論や母性的養育の絶対視は、戦後政策の児童福祉に里親重視、施設否定の決定的方向を与えるものとなった。それだけではない。母子関係論は、1960年代のアメリカにおける「スブック博士の育児書」にみるごとく、母子のスキンシップの強調等により、母親を家庭にとどめさせる役割を果たすと同時に、デイ・ケアを含む社会養護全体に否定的評価を与える結果となった。こうして戦後の児童福祉は、母子

関係論と社会養護との基本的葛藤を内在させたまま展開していく。そして、社会養護実践は母子関係論をしいに批判・修正していく。

c. イギリスにおける里親養護の推進

イギリスでは、第二次大戦直後、「正常な家庭生活を奪われた子供の養育方法」を調整するための「児童養護委員会」が設置された。カーチス Curtis 委員会がそれである。カーチス報告は、次のように施設養護を批判する。⁽¹⁹⁾

「多数の施設がもたらしたものは、子どもたちに対する個人的関心や愛情の驚くべき欠如であった。ホームの子どもたちは、自分の権利、財産、自分の生活、自分のなすべき貢献を有する個人として認められることはなかった。自分が引きこもることのできる場所や静かな部屋など与えられることなく、大勢と一緒に食べ、遊び、眠る、群の中の一人にすぎなかった。もっと重要なことは、誰が自分の幸福に真面目に関心をもっていったか誰が人間として自分を世話したのか、思い浮べる人間をもっていないという点である。」

こうした施設批判とともに、カーチス報告は実親と生活できない児童の養護方法として里親委託を強く奨励した。1948年の児童法 Children Act は戦後の児童保護法制の基本的枠組を築くものであったが、これ以後、地方自治体により要養護児童のより多くが養子縁組や里親養護に措置されていた。当然のことながら、施設児童数は減少し、施設在籍期間も短くなり、また施設規模も縮少し、さらに個別的、家族的処遇が施設の中にとり入れられていった。この傾向は現在に至るまで続いている。

しかし、里親養護、養子縁組重視等にもかかわらず、里親養護の割合が施設養護を上回るのは1970年末から80年にかけてであることは注目される。これは、施設養護が改善の策としてであれ、あるいは特別のニーズをもつ子どもに有効な養護としてであれ、社会養護の重要な一翼になってきたことを示すものといえよう。コミュニティ・ホーム制度を定めた1969年の児童青少年法 children and Young Persons Act を経て、再度里親制度に重点をおく1975年の児童法 children Act への戦後政策の流れの中で、里親養護主義に対する批判も生れてきている。養護児童による養護問題検討委員会報告⁽²⁰⁾(1977年)やパークレイ報告⁽²¹⁾(1982年)は、里親養護が必ずしも万

能策ではないことを当事者である子ども自身の声をとおして指摘しているのである。

3. 家族サービスとしての児童養護の確立 —1960～70年

第1回ホワイトハウス会議の諸原則は、第2次大戦後も、踏襲され再確認されていく。1959年の合衆国児童権利宣言には次のように謳われた。

「児童は人格の完全で調和的発達のために愛と理解を必要としている。児童はどこにあっても可能なかぎり両親の養育と責任のもとに成長し、またどのような場合でも情愛ゆたかな道徳的・物質的に安全な環境において育てられねばならない。幼い子どもは例外的環境にある場合をのぞいて、母親から切り離されてはならない。社会と公的権力は、家族のない子どもたちと、適切な援助をもたない子どもたちに対し特別な養護を与える義務をもたねばならない。大家族の子どもの生活費への州補助金及び他の援助がのぞまれる。」⁽²²⁾

子どもを家庭から分離させてはならないとする考え方は、やむを得ず引き離す場合には個人家庭への養育委託が優先的に選択されていく傾向を助長した。

a. 児童福祉概念の拡大とその要因

ところで、アメリカでの家庭の養育責任の強調と家庭保全策は、1960年代に入り伝統的核家族の崩壊という大きな壁にぶつかることになる。

第一は、女子労働者が第2次大戦当初に比べ約8倍に増大、「1948年から1969年の間に6才以下の子どもをもっている母親の労働力に占める割合は13%から30%に増加し、6才から17才まで学令期の子どもたちをかかえている母親の労働力は31%から51%に増加」⁽²³⁾した。このことは女性の社会と家庭における伝統的な地位に変化を与え、性別分業を前提とする伝統的家庭像を変え、アメリカ社会の価値意識体系を根底から揺がす原動力の一つになった。

第二は、核家族の変容・崩壊は、家族形態の多様化となって現象したことである。

離婚が増大し、1960年代結婚数に対し離婚割合は、4組に1組となる。一方で、再婚率も高く、結婚あるいは、家庭願望への強い志向は残ってい

ることがうかがえる。1970年の第7回児童福祉・白亜館会議報告書は、そうした状況下で伝統的な核家族とその変形及び実験的家族が次のような形態で存在していることを記している。

核家族とその変形

- (1) 夫婦と子どもからなる核家族 Nuclear Family, (2) 2人だけからなる核家族 Dyadic Nuclear Family, (3) 共かせぎ家庭 Dual Work Family, (4) 単親家族 Single-Parent Family (5) 三世代家族 Three-Generation Family, (6) 中・老年夫婦家族 Middle-aged or Old-aged Couple, (7) 同族近接居住家族 King network, (8) 第二期就職家族 Second-Career Family, (9) 施設家族 Institutional Family

実験的家族形態

- (10) 夫婦を単位とする共同体的家族 Commune family, monogamous
- (11) 共同体的家族、集団婚姻関係 Commune family, group marriage,
- (12) 婚姻関係によらない親子家族 Unmarried parent-and-child family ——婚姻は希望しながら不可能な母と子どもの家族。
- (13) 婚姻をむすばない夫婦と子ども家族 Uunmarried-couple-and-child-family
- (14) 同性結婚による夫婦と子どもの家族 Homosexual-couple-and-child family ——子どもは非公式か、法律的に養子にしている。

以上により、社会制度としての伝統的な家族はくずれつつあり、新しく多様な家族形態が生れつつあることがわかる。同時に、子どもたちは、実親のもとでの家族のみを経験するのではなく、離婚等の親の事情によって、幾多の家族形態と複雑な人間関係を体験していくことになるのである。

第三に、児童虐待、放任、非行の増大が見られることである。1960年代が、「残酷な児童虐待がまったく通常のことになり、何百万という子どもらは薬物へと走り、10代の自殺率は衝激的である。FBIのレポートによれば少年犯罪発生率は記録的な高率を重ねているという。福祉対象者名簿は膨張を続けており、警官やその他の権威を代表する者は攻撃にさらされている。そして大変な数の若者たちは親たちから疎外された状況にある」と、第7回白亜館会議は報告している。

親による、又は「児童の福祉に責任をもつ人間による」児童虐待の増加に対し、1963～4年以降各州で児童虐待の通報を義務づける法律 Child Abuse and Neglect Reporting Act が制定され、国レベルでは、1974年児童虐待防止および措置法 Child Abuse Prevention and Treatment Act が最初の国家法として制定された。つづいて国立児童虐待・放任問題研究センター National Center on Child Abuse and Neglect が設立され、虐待・放任の原因、予防、措置・国家負担、残酷さを増している事件の発生状況等の把握を含む諸研究が開始された。⁽⁶⁴⁾ こうした事情は、虐待・放任がいかに深刻化しているかを示すものであると同時に、家庭の養護機能の喪失に加え、親子関係そのものが深刻な危機的状况におかれていることを表現するものであるといえる。これらの現実には母性は家族関係、社会条件を通して発現し、それら条件によってはマイナスにも発現することを示すものといえよう。ジョン・ボウルヴィの生母＝母性信仰は、児童虐待の現実の前にもろくも崩れさるのである。

一方、児童自身もマス・メディアの強力な影響によって従来の児童のイメージを喪失していく。

ニール・ポルトマンは、とくに児童期が情報の洪水とオープン化、犯罪の低年齢化等により大人との区別が現象的になくなっている状況を指摘している。⁽⁶⁵⁾ また、マリー・ウィンはとくに思春期の子どもたちが親には手に負えなくなりつつあることを述べている。⁽⁶⁶⁾

第7回白亜館会議のレポートは、これら現代的動向である反抗する思春期の児童を取り扱うにあたって、家庭は「長い歴史的な体験をなにももち合わせていないのである」⁽⁶⁷⁾ と家庭機能の無力なことを指摘している。

以上この時期を特徴づける要因は、婦人の圧倒的な社会的進出と核家族の変容、養育機能の低下、喪失そして青少年問題の深刻化にあることを示している。こうした事態は、とりもなおさず、いま崩れつつある家庭の養育機能を支え、補強する社会的施策の必要を迫っていた。

1962年社会保障法改正はそうした事態への国家レベルでの対応を示すものであった。改正は、まず児童福祉サービスが、「要養護児童をもつ家族への援助 (AFDC)」プログラムの中で提供されることと児童福祉サービスの拡

大をもとめ、それを行う州への国費支出を定めたものであった。⁽²⁸⁾ 家族援助が所得保障のみでなく諸サービスの提供を含めたものとなり、児童福祉サービスは、家族サービス home service to children として提供されることになった。すなわち、従来児童福祉サービスは、里親委託、養子縁組、施設養護に限られていたのが、その対象領域と機能を拡大し、すべての子どもを対象に、その成熟に必要とされる社会的保護を家族援助という枠組を通して提供することを州政府に課したのである。

こうして、児童福祉サービスは、親の養育を支持・補充するとともに次のような活動に対してスーパーバイズする公的な社会活動となったのである。

(1)子どもの放任、虐待、非行をもたらず問題の、予防と解決 (2)家庭のない要養護児童、遺棄された児童に適切な養護；里親家庭や養子縁組を与えること (3)働いている母親の子どもの福祉を増進すること (4)家庭を強化し家庭から離れている児童に適切な養護を与えること。⁽²⁹⁾

1967年「児童福祉サービス」を著わしたカドゥシンもまた児童福祉サービスは親に対する支持的サービス、補足的サービス、代替的サービスの三機能をもつとした。支持的サービスとしては、家族サービス、児童ガイダンス、クリニック、保護的サービスが、補足的サービスとしては、保険と扶助の所得維持プログラム、ホームメーカー・サービス、デイ・ケア・プログラムが、代替的サービスとしては、里親養護、養子縁組、施設養護があるととした。⁽³⁰⁾

代替的サービスを基本とする児童福祉のあり方から家庭養育への補足的サービスへの転換がこの時期の特徴であるが、このことが、本来代替性を本質とした養護サービスの形態や実践に大きな影響を与えていくことになった。それを同じくアメリカの社会養護の展開にみてみよう。

b. 社会養護の新しい課題と機能

まず、母親の就労と家族形態の変容、多様化は、それ自体が、児童養護サービスの新たな開発と供給を求めるものであった。つまり母親の就労は、広範な昼間保護サービスの必要を意味したが、ほかに核家族・単親家族、離婚、家族の移動、別居等は、病気・長期出張等の緊急時の養護問題を多発させ、一時的緊急的社会養護の必要を生じさせた。これらは、養育

の短期的代替であるが、親子関係の正常な機能を保持しつつ、さらには適切な養護プログラムによって、親子関係の改善・強化への援助にもなりうるものとして存在する。つまり一時的短期的代替養護は、代替を目的とするのではなく、家庭機能の正常な発展と維持にとっての一つの社会資源として存在する。この点に、この時期の養護の新しい位置と機能を見い出すのである。

第二に、この時代の要養護児童は、もはやかつての孤児・貧困児としてあるのではなく、産業化、核家族化とその崩壊等によって生み出される。一方で昼間保育に代表されるように正常な家庭養育を損わずに一部代替的養護を必要とする要養護児童が、他方で放任、虐待等を受け家族ばかりか親族や地域社会からも排斥されている要養護児童が生み出されている。彼らは、心理的・精神的損傷を受けた子どもたちであって、孤児よりもはるかに養育困難性をかかえているのである。そしてその中間に、ティーンエイジャーで、親との関係がうまくいかず非行等の問題をかかえる要養護児童が存在する。

第三に、そうした多様な要養護児童の養護は、単に避難場所の提供というだけでなく、子どものニーズにこたえその健全育成を援助するプログラムと、親の養育能力の維持や開発をはかるプログラムそして親子関係の改善と維持をはかるプログラム等プログラムの重層化を必要とする。つまり、養護の質的側面への関心が生じてきた。心理的損傷をもつ児童には、親と子両方に対する心理療法等を含む専門的処遇が要請されてくる。

第四に、施設の小規模化がこの時期一層すすみ、家族的規模の生活単位 small group living unit の創造が盛んとなった。1950年代に30～40名から20～25名規模に移行していたが、1960年代初めには15～18名に、1960年代末には上限が12名になり標準は8～10名となった。その間伝統的施設がそのまま小規模化したのではなく、新しい理念にもとづく新しいタイプの施設、グループホームや家庭寮がしだいに施設養護の主流を形成していく。また、少人数の子どもとの親密な生活は、寮父母 houseparent の資質向上を促がした。寮父母らは、いまやコントロールや管理、家事技術ではなく、小規模生活集団がもつ個別的環境の中で、カウンセラーであり、親代わりであ

り、しつけの担当者であることが期待された。⁽³⁰⁾

第五に、家族関係に問題をもつ子どもの児童ホームへの措置は、家族が新しい出発をするための機会を提供するという性格をもつ。すなわち児童ホームは、家族関係のたて直しのための一資源として存在する。この場合、児童ホームは家族と共に共同計画構想 concept of co-planning⁽³¹⁾を有し、親の養護プログラムへの参加が求められる。「親は、家族プランを活動させていくパートナーとして児童ホームを受け入れる」ことが求められるのである。家族プランによって、親が事態を認識し、議論し、児童ホームやコミュニティが提供するカウンセリングや心理療法を受け、問題を克服していくのである。

以上のような養護サービスの発展がこの時期に特徴的にみられる中で、ルカス等は、家族関係によって混乱させられている子どもたちにとっても、またその修復のための家族計画にとっても、こうした集団養護 group care のシチュエーションはもっとも建設的な方策 the most structural resource だと評価している。⁽³²⁾

c. 家族サービスとしての児童養護の問題点

ところでこうした児童養護を含む児童福祉サービスの発展的展開、すなわち代替的サービスから家庭養育の補充的サービスへの性格転換がもつ問題性を指摘しておかなければならないであろう。

その第一は、児童福祉が、本来児童を対象とした福祉であるにもかかわらず、家族機能の補充的性格を強調する児童福祉は、児童福祉が本来有するアイデンティティを、家族福祉サービスに結合ないし解消してしまう危険性が存在することである。児童福祉の領域は、児童の誕生から成人に至るまでの生活環境、家族、地域社会等の諸関係の中で、保護・教育、医療を含む児童の成長・発達への社会条件の整備や健全育成への援助プログラムにある筈である。家族関係は、そのうちの重要な柱ではあってもすべてではありえない。かくして、児童福祉を家庭至上主義的に家族関係に収斂させていく傾向には問題が残るであろう。

第二は、家族機能の補完という場合、家族イメージは多様でありまた流動的ですからある。性別分業を旨とする伝統的家庭生活への疑惑は、婚姻制度に

⁽³³⁾

よらないカップルや単身世帯を増加させている。そして、これらの現象は、将来何らかの形で家族が存在するとしても、おそらく現在の家族が存在する条件とは異なった条件によって支えられるものになるのではないかということ想像させる。たとえば、血縁を成立要件としない家族が多数生まれる可能性もある。

このように、家族状況の実態の変化があるにもかかわらず、児童福祉において家族関係、親による養育への絶対性ないしはゆるがぬ信頼が存在していることをどのように理解すべきであろうか。また、婦人労働の進出や家族状況が、デイ・ケア（保育）や、短期的緊急的養護を含む社会養護を必要としているにもかかわらず、それに対する公的保障がきわめて乏しい状況であることは、何を意味しているのでしょうか。一つには、あくまでも、価値意識体系の危機に対する家庭再編強化策として、家庭に至上の責任を回復させようとするものであり、他は、養育は個人の自由と責任に属するものという観念やそれが親子関係という情緒的関係の中で行なわれるときもっともうまくいくという経験的知識が大きく働いているのかも知れない。だが親子関係を取りまく環境や社会条件も変化し、親子関係のみで子どもが育つ時代ではなくなったことも事実である。親子の情緒的関係を大切に保持しながら養育の機能的部分を可能な限り社会化していく社会養護が子どもの生活と成長に必要であり、また養育のある部分を社会化することによって親子関係それ自体が維持されるという状況にわれわれは在るのではなからうか。

4. コミュニティ・ケア、脱施設化の展開と施設養護 —1970年代～1980年代

1970年代に入ると、1960年代から主張されてきたコミュニティ・ケアが本格的に展開される。イギリスにおけるコミュニティ・ケア政策や、アメリカにおける社会保障法改正が、それらの具体化を示すものである。「コミュニティ・ケア」や「脱施設化」をどのように理解するかは、それ自体大きな問題であり、また、「コミュニティ・ケア」と「脱施設化」は、必ずしも同じ内容や方向を示すものではないように思われるのであるが、ここでは、それらを、とりあえず対人福祉サービスの供給方式を示すものであり、施設収容主義から在宅ケアへの転換、もしくは、サービス供給の場の

転換（施設からコミュニティへ）と、それにとまなうところの福祉関連諸分野の統括やサービスのマネジメントに関する諸施策と理解しておく。ここでは、コミュニティ・ケアや脱施設化政策が、施設養護にどのような影響を与えているかを概観する。

a. イギリスにおけるコミュニティ・ケア

ロバート・ピンカーによれば、イギリスにおけるコミュニティ・ケアについてその戦後の重要な発端は、児童福祉分野であり、つづいて精神衛生の分野で主要な展開をみせた、とのべている。児童福祉部門では、1948年の児童法によって地方自治児童部門が創設され⁽³⁴⁾、その監督、責任のもとに里親、ボーディンアウト、養子縁組が推進された。この方向は、1963年児童青少年法 Children and Young Persons Act の予防的活動と在宅ケアの推奨に受けつがれる。さらに1969年の児童青少年法は、教護児童の収容保護システムを再編成し、児童ホームと教護院を統合することによって、「コミュニティにおける少年犯罪者に対する中間的処置 intermediate treatment という新しい形態が導入」されることにより、ここにコミュニティ・ケアの一つの具体化をみたので⁽³⁵⁾ある。

児童ホームと教護院の統合施設はコミュニティ・ホームとよばれ⁽³⁶⁾、独自の運営・組織をもつ Community system によって運営されている。

コミュニティ・ホーム・システムの再編成過程で、多くの民間児童保護団体や慈善団体により経営されていた施設が統整合理、売却、自治体へ委譲された。もちろんコミュニティ・ホームとして多くの民間団体が経営に当たっているのも事実である。

しかしながら、1975年児童法は、里親制度に再度重点を置いた児童養護体系を打ち出している。それには公的支出削減が大きな要因となっているが、この法律により、1960年代から1970年代に低迷していた里親委託が、地方自治体によって強力に推進されていった。里親委託率は1973年から1982年の10年間に32%から42%に上昇、寄宿舎や住込み、家庭在留の養護児童をのぞいた残りの養護児童については、委託率は1982年52%になったという。D. バーリッジによると、1970年から1980年の10年間で、児童ホームの数は最低限まで減少し、養護スタッフも $\frac{1}{3}$ 減り、施設養護児童も1975

年以降1980年度の5年間で15%減少した。逆に12%、4000人の里親養護児童が増加した。そして、もっとも強烈な影響を受けたのは大規模でコストのかかる居住施設のコミュニティ・ホームであり、多くが閉鎖された。そして奇妙なことに、居住施設の児童数減の一方で、不適応児のための寄宿学級 boarding school は過去10年内にドラスティックに増加し、10,000人の子どもを数えているという。(39)

Table 1.1 Chldrens homes is England are Wales, March 1980

	Local authority	Voluntay	private	All
Number of homes	1,634	288	71	1,993
Chilren resident:				
Boys	9,642	2,614	390	12,646
girls	6,942	2,127	246	9,319
Total Children	16,588	4,741	636	21,965
Number of child-care staff:				
Full-time	6,709	1,897	295	8,901
Part-time	1,513	427	60	2,000
Total child-care staff	8,222	2,324	355	10,901

(from. D. Berridge 'Children Home')

このような状況の中で伝統的な施設養護は自己変革を試みざるを得ない。1876年創立以来小人数夫婦住込みの家族的養護を続けてきたバーナード・ホームが養護児童の質的、変化に対応してファミリーグループホーム方式をやめ専門治療施設化しそして最近では里親委託前訓練機能を取り入れ始めていることを小坂和夫氏は伝えている。(40)

以上のような施設削減策に対し、D. パーリッジは、施設養護に関する諸決定の多くが不適正な情報にもとづいて行なわれていることを批判し、次のようにのべている。「たとえば児童ホームに生活する子どもたちの背景に何があるか、どのようにして施設養護に入るようになったか、子ども達のニードに対してどんな対応がなされているのか、また児童ホーム部門についてもほとんど知られていない。したがって、これらホームに関

するより多くの知識をあつめ、現在行っている貢献を評価し未来の役割を考えることが児童養護の展開をみるとき重要である。児童ホームは斜陽であるというのではなく、以前のものとは異なり、そして以前にもまして重要な役割を果たしていることを強調することができる。我々は過去にあったよりもっと大きな機能を児童ホームが遂行していることを明らかにしたい」⁽⁴¹⁾

b. アメリカにおける動向

つぎにアメリカでの動向に目を向けよう。

1960年代は、公共部門でのソーシャル・ワークの拡大の時期であったが、70～80年代は、それらの地域における統合化、システム化の時代といえる。それは所得保障と対人ソーシャル・サービスを切り離し、後者を州に引き渡すことを定めた1975年社会保障法の改正（タイトルXXの設置）と、1972年ソーシャル・サービスの拡大に対する公費支出の上限 service ceiling を設けたことによって促進された。

タイトルXXの基本的な考え方の一つに「目標構造として基本的な目的は、施設収容からその反対極としての「自活 self-support」へと出来るだけ移動させることである」⁽⁴²⁾というのがあり、また1981年には「定員25名以上の公立児童福祉施設に連邦補助金が支給されないことが決定される」⁽⁴³⁾等、諸政策は“脱施設化”の思想を含むものであった。

サービスの統合化は、1981年ソーシャル・サービス補助金一括法 Social Services Block Grant Act によりさらに推進される。

1975年の法令の影響についての Children's Bureau の調査が行なわれているが、その結果は、1976年の初期段階で25州の調査対象のうち3州のみが児童福祉の独立した行政部門を保持しているほかは、ほとんどがソーシャル・サービス局に統合され、2～3の州では包括的ヒューマン機関にすべてのソーシャル・サービスが含まれている、ことを明らかにした。⁽⁴⁴⁾

従来、保健・教育・福祉省の人間開発局下の児童発達局 Office of Child Development (OCD) は、1979年多様なプログラムを統合させて、児童・青年・家族サービスの行政機関 Administration of Service for Children Youth and their Families (ACYF) にその名を変える。一時は、児童福祉のアイデンティティの喪失や、蓄積された児童福祉の知識・経験・専門ス

スタッフの分散が危惧されることもあったが、児童の虐待・放任に関する分野で、1974年に児童虐待防止及び措置法（最初の国家法）が成立し、国立児童虐待・放任問題研究所が設置されるに及んで、児童福祉分野の専門化はすすんでいるという。⁽⁴⁵⁾

1980年の連邦養子縁組援助及び児童福祉法 Adoption Assistance and Child welfare Act of 1980 は、「①不必要な社会養護への措置の削減、②家庭代替的な児童養護の制度・方法の再統合の促進、③要養護児童の養子縁組の推進 ④養護期間の短縮」を目的とするとされている。そこにはノーマリゼーション、脱施設化の思想が公費支出抑制政策と共に含まれているとみられる。⁽⁴⁶⁾

ほかに1979年ニューヨーク児童福祉改革法も、児童のニードへの特別な注意の必要を求め、家族サービスとの調整を求めている。

財源削減の中でより効果的なサービスを達成するための努力は、たとえば、連邦政府の里親養護奨励が要養護児童のうちの孤児や家庭に問題をもつ児童の養護問題の解決策として十分なものかどうか疑問が出されて、子どもと家族のニードに則した問題解決のあり方が追求されるようになった。すなわち措置過程での諸決定が、子どもと家族の両方のニードの十分なアセスメントと、措置計画原則にのって行なわれるようになった。その原則は、児童に対する永久的計画原則 The principles of permanency planning for children とよばれるもので、次第に知られ、いまでは児童福祉の全措置過程を規定するものになってきた。⁽⁴⁷⁾

c. コミュニティ・ケアと施設養護の位置

かくして、アメリカの児童福祉は、家庭機能の強化と補足のために、可能な限り家庭内サービスが子どもに与えられること、関連分野の多くの機関がそれにかかわること、もし家庭外養護が必要ならば、それは最少限の代替でなければならない。デイ・ケア・ホームかデイ・ケア・センター、自立のための雇用が考慮される。フル・タイム養護が一時的に必要なとき、里親家庭が採られる。養子縁組は、子どもが永久的な養育者を必要とする時求められる。

集団養護は、主に年長児やまた家庭や地域の資源では充足されない特別

のニードをもつ子どもに利用されるものとなっている。グループ・ホームは、青年に家庭生活を与えるものであり、大きな集団居住施設は特別のサービスが必要なとき使われる。居住学校 *residential school* は、トータルな治療的環境が望ましいとき選ばれる。

ある種の集団養護施設は医療や障害児や非行等により特別の処遇プログラムをもつ施設であり、児童福祉分野外のものと考えられている。

こうして、デイ・ケア・里親養護、養子縁組、グループホーム、大規模居住施設、居住学校等が、子どもの必要に応じて利用され、児童福祉サービス体系の中で、それぞれ固有の役割分担をもって、位置づけられているといえる。ここでは、里親か施設養護かの二者択一的選択ではない、また施設養護の全面否定も見当らない。家庭内養護を中心にして、家庭外養護、施設養護、非施設養護が一つにつながり相互関係をもちながら児童養護の全体をつくり上げている。それはまた脱施設化の内容すなわち「①規制の多い生活から少ない生活へ ②大きな施設から小さな施設へ ③大きな生活単位から小さな生活単位へ ④集団生活から個人の生活へ ⑤地域社会から隔離された生活から地域社会の中で統合された生活へ ⑥依存した生活から自立した生活へ」⁽⁴⁸⁾を示すものであるとしても、施設養護それ自体を否定するものではない。それどころか、施設養護はコミュニティをケア供給の基礎的場とするサービスの包括的統合的な供給体制を構成するのに必要な一つの社会資源として再評価され積極的役割が与えられている、と考えられるのである。

ここで、アメリカにおける施設養護の動向調査を紹介しておく。M. M. ドールら⁽⁴⁹⁾が1981年から1982年に行なったもので、児童・青年のための居住型集団養護施設が、1950年から60年代に芽生えた脱施設化論その他の新しい思想や運動によってどのような影響を受けたかを、1966年の調査との比較において統計的にあらわしたものである。調査結果の報告論文の中から数値をひろい出し、表に作成したのが次の表1から表4である。

表1 1966年-1982年 居住型児童集団養護施設の基礎データ比較

(全国)

		1965-1966		1981-1982			
施設総数		total facilities	2,598 (2,368)	100.0%	4,814	100.0%	増減率
施設の種類	妊産婦少女 ケア	Cure of Pregnant Adoloscents	212		115	2	-45
	児童福祉法	child Welfare	1,424	55	1,770	37	24
	少年司法	juvenile justice	647	25	1,642	34	154
	精神衛生 薬用濫用	mental health drug abuse	315 -	12	1,204 83	25	282
施設総定員		total capacity	171,222		172,939		

- 注：1) 施設数は50州と領土を網羅
2) 施設は7名以上をケアする施設とする
3) 調査の対象は、養護・放任・虐待・非行・常犯・情緒障害・精神病・アルコール濫用等の児童・青年へのサービスを行っているもので、精神薄弱・肢体不自由・病弱児施設はふくまれていない。

表2 全居住型児童養護施設における
公・私立の割合

	1966	1982
公立施設	32(%)	34(%)
私立施設	68	66

表3 種類別児童養護施設の
公・私立の割合

	公立施設		私立施設	
	1966	1982	1966	1982
児童福祉施設	14%	17%	(86)%	(83)%
助産院	1	7	(99)	(93)
少年司法	(80)	(63)	20	37
精神衛生	(39)	(23)	61	77

() 内は推定値

表4 定員規模別児童養護施設数

定員規模	1966	1982
7~12	207	2,066
13~20	299	692
21~50	859	1,229
20名以下	24%	57%
50名以下	60	83

1966年と1982年を比較すると施設総数が2倍近く増加していることが注目される。とくに少年司法や精神衛生の施設の増加が著しい(表1)。これは、アメリカにおける青少年問題の深刻さを示している。

一方、児童福祉施設数は346増えているが、全施設に占める割合は、55%から37%に減少している（表1）。

施設数の2倍近い増加は、しかしながら総定員数では1,712名増であるから、施設定員規模の約50%減の縮小化が急速にすすんだことを示している。表4は、施設定員規模が20名以下の施設が57%を占め、1966年と比較すると4倍以上増加したことを示している。

公立施設がとくに児童福祉施設で増加していることは、里親養護奨励の風潮の中で注目される点である。ただし、公立施設の割合は圧倒的に少なく17%で、民間施設は83%で民間主導型である。

こうみてくると、脱施設化やノーマリゼーションの展開は、施設数にはほとんど影響せず（むしろ増加）、養護内容の発展（在園期間の短期化や親との共同養護、地域との交流等）を伴う施設規模の縮小化や、施設機能の変化としてあらわれていると考えられる。

III. おわりに

以上、児童養護サービスの歴史的展開を、それに直接的な影響を与えた要因、主として政策とそれにかかわる要因を中心にみてきた。里親養護優先政策、家庭機能の補足策としての児童養護、そして脱施設化・サービス統合化は、それぞれの時代背景とくに国家財政の縮減や家族再編策という国家政策と結びついている面が多いのが実情である。しかしながら、児童養護の歴史が時の政府の様々な政策的インパクトを受けながらその本流のところを築き、動かしてきたものは、別のところにあったのではないか。それは、1924年のジュネーブ宣言、そして、1948年の世界人権宣言、1959年の児童権利宣言等に見られる「児童の権利」への認識であり、児童もまた幸福を追求し、生活主体として生きる権利をもつとする思想の深まりではなかつただろうか。それは、弱肉強食・優勝劣敗の市場原理の児童養護への貫徹を防ぎ続けてきた論理であるとともに、施設への隔離収容を解体させていった“思想”であった筈である。

さきに紹介した施設調査にあたった M. M. ドールらは、その報告の最後に、施設養護 residential service に20年以上にわたって影響を与えてきた三大原理として、ノーマリゼーション normaligation, 脱施設化 de-institutionalization,

「処遇への権利」 the right to treatment をあげている。「処遇への権利」をクライアントの正常に生活する権利、社会養護を受ける権利、サービスに対するクライアントの主体性の確立等々と理解するとすれば、この「処遇への権利」こそ、児童養護の流れを本質的に形成してきたものではなかったかという気がする。その具体的展開としてノーマリゼーション、脱施設化も必要な原理であった。

ジョン・ボウルヴィの提起した母子関係論や処遇原理は、児童の社会養護のあり方への基本的な問題提起となった。今日では一定の批判・修正が行なわれつつも、発達理論としての母子関係理論は、措置計画原理としての permanent planning⁽⁵⁰⁾の中に生かされ、根づいている。その中で施設養護は否定されることなく、施設養護か家庭かではない児童養護の一連のつながり continuum of careの中に位置の確立をみせはじめている。つまり、母子関係論=家庭重視と社会養護の調和・補充的關係が成立しているのである。

日本の児童養護は、以上の要因や原理をどう受けとめるのか、施設養護をはじめとして現代社会の家庭養育に不可欠な児童養護サービス体制をそれら諸要因、原理に照してどのように発展させていくのが、次の問題である。

注：

- (1) 高田慎治「アメリカ社会福祉論、ソーシャル・ワークとパーソナル・ソーシャル・サービス」1981、海声社、212頁
- (2) Rebert MORISS, "Social Work Function in Caring Society,: Abstract Value, Professional Reference, and Real World," Journal of Education for Social Work, Vol 14 No 2 pp. 82-89. 1978
- (3) Frank Ainsworth, and Leon C. Fulcher, "Group Care for Children, Concept and Issues." Tavistoch Publications Ltd. 1981, London. pp. 1-15, や Ruben Schindler and Edward Allan Brawley "Social Care at the Front Line", Tavistoch Publications, New York and London. 1987 などが、social care の概念を用いている。
- (4) 野沢正子「養護と養護問題」社会問題研究 Vol No19
- (5) Marcel Lelcng, "La puericulture collection QUE SAIS-JE? No740 山本高治郎訳「育児学」白水社1960、12頁
- (6) A. Keith-Lucus and Clifford W. Sanford "Group Child Care as a Family Service", The Univ of North Carolina Press, Hill 1977, p. 5 アメリカにおける孤児院の歴史につ

- いては、ウォルターI、トラットナー「アメリカ社会福祉の歴史」（古川順訳）他
- (7) Frank Ainsworth and Leon C. Fulcher. "Group Care for Children, Concept and Issues", Tavistock Publications Ltd. 1981 London, pp. 3-8
 - (8) 上野千鶴子「資本制と家事労働」, 海鳴社, 1985, 参照
 - (9) Anna Freud and Dovohty Burlingham, "Infants without families: The care for and against residential nurseries", 1944. 久米稔訳「家族なき乳幼児」, 川島書店, 1977
 - (10) すでに17世紀フランスで、自ら育児院を設立したヴァンサン・ド・ポール (1581-1660) が施設の成績の不良なのに驚き、集団的育児をやめて「里子制をとること」「里親の住居を訪ねて監督すること」「孤児院に働く婦女子に対し、医学的指示の尊重さるべき」を説いたという。(同前「育児学」白水社 p.12)
 - (11) ホスピタリズム研究は、John Bowlby, "Maternal Care and Mental Health", 1951. 黒田実郎訳、「乳幼児の精神衛生」岩崎学術出版社に概観されている。
 - (12) H. Bakwin J.Pediatr, 1949, J. ボウルヴィ、「乳幼児の精神衛生」所収
 - (13) R.A Spitz, and Wolf, Anaclitic depressions. 1946. J. ボウルヴィ. 前掲書所収。
 - (14) J. ボウルヴィ, 前掲書 23-58頁
 - (15) Michael Rutter "Maternal Deprivation Reassessed", 1972. 北見芳雄他訳「マターナル・デプリベーションの再検討、母親剝奪理論の功罪」誠信書房, 昭54がある。
 - (16) J. ボウルヴィ, 前掲書, 125頁
 - (17) 同前 107頁
 - (18) Erva Zucherman, "Child Welfare", FP. N.Y.1983 pp. 80-89, pp. 194-199
 - (19) Report of the Care of Children Committee (chauman Myra Curtis), 1946. p.134
 - (20) National children's Bureau. "Who cares? - Young People in Care Speak Out" London 1977, 津崎哲雄訳「養護児童の声」1982
 - (21) National Institute for Social Work "Social Worker - Their Role and Tasks", 1982. 国際社会福祉協議会日本国委員会「ソーシャルワーカー：役割と任務、英国パークレイ委員会報告（小田道三訳）, 1983
 - (22) United Nations Declaration of the Rights of Child, Principle 6, in 'The Right of Children, Emergent Concepts in Law and Society', edited by A. E. Wilkerson, 1974 pp. 3-4
 - (23) 大谷嘉朗監修「社会変動下における児童福祉の展望——第7回児童福祉白亜館会議報告書（抜萃）」, 国際社会福祉協議会日本国委員会 昭48, 85-86頁
 - (24) Jeanne M. Giovannoni and Rosina M. Becerra "Defining Child Abuse", The Free Press, A Division of Macmillan Publishing Co.Inc., N.Y. 1979. p.12
 - (25) "Neal Porteman, "Disappearance of child" 小柴一訳「子どもはもういない」, 新樹社, 1985.
 - (26) Marie Winn, "Children without childhood", 平賀悦子訳「子ども時代を失った子どもたち」サイヌル出版 1981

- (27) (23)に同じ 30頁
- (28) E. Zuckerman, "Child Welfare", FP.1983, p. 8 Bernard J., Coughlin. S. J., "The Rights of children," "The Right of Children", ed by A. Wilkerson. Temple Univ Press. 1973. pp. 15-16
- (29) A. Kaduskin, "Child Welfare Services", 1967.
- (30) Keith-Lucas and Sanford, "Group Child Care as a Family Service," pp. 3-17
- (31) Ibid, pp.39-61
- (32) Ibid., pp.12-13
- (33) デービッド・クーパー「家族の死」みすず書房1978. は、「われわれはもはや母親も父親も必要ではない。われわれは母親的働き、父親的働きを必要とするのみである」として血縁的ブルジョア家族を否定している。
- (34) ロバート・ピンカー講演集、岡田藤太郎訳「1900年代の英国社会福祉」, 全社協, 1986. 7頁
- (35) 前掲書 7-12頁参照
- (36) 社会的養護の今後のあり方に関する研究班編, 「イギリスにおける児童養護とグループホーム」, 「社会的養護の今後のあり方に関する研究——グループホーム養育に関する内外調査研究——」 資生堂社会福祉事業団 昭和61, 所収
- (37) コミュニティ・ホーム・システムについては「社会的養護の今後のあり方に関する研究」, 91頁の他、小坂和夫「うつりゆくイギリスの児童養護」社会福祉研究 No.36. 1985.4. が、その影響についてふれている。
- (38) (36)に同じ
- (39) David Berridge, "Children's Homes" Basil Blackwell, Oxford. 1985. pp.
- (40) 小和和夫、前掲論文
- (41) David Berridge, ibid p. 6
- (42) 高田慎治 前掲書 173頁
- (43) 社会的養護のあり方を考える研究性班編、前掲書・79頁
- (44) E. Zuckerman, "Child Welfare", Fp. pp 7-11
- (45) Ibid,
- (46) 社会的養護のあり方研究班, 前掲書 76頁
- (47) E. Zuckerman, "Child Welfare", p.87 pp.194-199.
- (48) 秋山智久「福祉施設をめぐる新しい思想と処遇理念」社会問題研究 29号 42頁
- (49) Marha. M. Dore, Thomas M. Young. Donnell M. Dappenfort "Comparison of Basic Data for the National Survey of Residential Group Care Facilities," 1966-1982," "Child welfare of America", INC Vol. LX III, Number 6. November-December, 1984 p.485-495
- (50) 鈴木佐喜子「母子関係論の展開」布施晶子他「双書現代家族の危機と再生」② 青木書店 1986.